

-----  
会 議 報 告  
 -----

事業名	新型コロナウイルス対策本部会議（第8回）		
日時	令和2年4月21日（火）13：30～	場所	本庁2階 大会議室
出席者	【三役】（本部長）座間味秀勝、（副本部長）神里敏明、新崎直昌		
	【総務課】金城満、小久保栄太郎、西田大河【観光産業課】玉城広喜		
	【民生課】新垣聡、神田沙也加、尾崎リサ、與那嶺あかね【会計課】宇野昭子		
	【教育委員会】小嶺国土		【船舶課】我喜屋元作
	【議会事務局】新里武広		【渡嘉敷診療所】山城啓太
	【交流の家】新里勝		【村議会議長】玉城保弘
	【商工会関係】新垣徹、大城秀幸、平田春吉		（計17名参加）
会議内容	<p>◆ <b>村の取り組みについて</b></p> <p>1. <u>村営定期船の運航について（4/25～5/10）</u>                  マリンライナー…運休                  フェリーとかしき…泊港発10：00、渡嘉敷港発13：00</p> <p>GWが終わった後、平日2日間を挟んですぐに土日の休みになるため、設定期間を5/10までとしている。                  マリンライナーの運休は、日帰り観光利用を防ぐことにある。フェリーについては生活物資を運ぶ必要があるため、渡嘉敷港の滞在時間を短く設定し、日帰り観光利用を防いでいる。</p> <p>⇒ 村民が用事で那覇に出た際に、利用したい機関（例えば銀行等）の営業時間が15時までだった場合は、時間が限られてこないか。間に合うのか。12：30に変更できないか。</p> <p>⇒ 船舶課内で再度調整する。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">結果</span> 泊港発10：00、渡嘉敷港発12：30 で対応する。</p> <p>2. <u>渡嘉敷村職員の勤務体制について</u>                  4/22～5/6まで時差出勤を行うことについて、周知は行うのか。                  ⇒ 各家庭へ広報・放送にてお知らせする。</p> <p>3. <u>渡嘉敷村の取り組みについての文言について</u></p> <p>① 沖縄県緊急事態宣言の「人数や回数を5分の1に」という文言から、「出勤を週5日から1日に減らすなど」と記載していたが、出勤が1日になると誤解を招くため文言を削除する。</p> <p>② 「本村においても、村民の生命と健康を守ることが重要であるとの考えから、渡航自粛とウイルスの侵入を防ぐため、以下のとおり取り組むことといたしました。村民の皆様、島人を愛し島を愛する皆様の、ご理解とご協力を心からお願い致します。」の文言について下記の指摘から、「本村においても、村民の生命と健康を守ることが最も重要であ</p>		

ると考え、新型コロナウイルスの侵入を防ぐため、本村定期船の運航等について下記のとおり取り組むことと致しました。村民の皆様、島人を愛し島を愛する皆様へは、引き続き渡航自粛にご協力下さいますよう心からお願い致します。」に修正する。

**指摘事項**

- ⇒ 高速船を運休する理由について、明確にすべきではないか。島外からの自粛を強調すべきではないか。観光客向けに発信しているのか、村民向けなのか理解しづらい部分がある。
- ⇒ 渡航の自粛と船便の制限は別の話になるのではないか。「拡大防止のため、運航の制限をかけます」という文言にしてはどうか。
- ⇒ 沖縄県緊急事態宣言の文言を引用してはどうか。
- ⇒ 村民向け、観光客向けに主語を分けると、理解しやすいのではないか。

◆ **交流の家の状況について**

- ・本部あわせて 28 か所が、5/6 まで受入休止となっている。
- ・交流の家も、4/20～5/6 まで受入休止となっている。

◆ **商工会（事業所）について**

関係機関	登録事業所数	休業中の事業所数
民 宿	23	18
飲 食	11	休業 8 部分営業 3
マリンサービス	27	12

◆ **海上タクシーを利用した搬送について**

- ・かりゆしについては、対応不可。
- ・蓮太丸については、再度確認したところ対応可能であることが確認できたので、感染者がでた場合の対応を依頼する。